

「ちば県民だより」 広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県（以下「県」という。）が発行する「ちば県民だより」に広告を掲載するのに必要な事項を定める。

(広告の範囲)

第2条 「ちば県民だより」に掲載する広告の範囲は、次のとおりとする。

(1) 行政広報の公共性及び品位、信頼を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 法令等に違反するもの

イ 公序良俗に違反するおそれのあるもの

ウ 政治性又は宗教性のあるもの

エ 意見広告

オ 個人の氏名広告

カ あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

キ その他「ちば県民だより」に掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

(2) 商品をPRする広告にあつては、その商品の性能、品質、条件、価格等の表示は、必要最小限にとどめ、比較広告でないものとする。

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告の掲載に関する優先順位は、次のとおりとする。

(1) 国、政府機関及び地方公共団体並びにこれに類するもの

(2) 営利を目的としない法人

(3) 私企業のうち公共性の高いもの

(4) 県が出資している団体、企業等に出資している私企業又は県の事業に出資、協賛などを行う私企業で、県が適当と認めるもの

(5) (1)～(4)に該当しないもの

(広告の規格等)

第4条 広告紙面のサイズは、左右252mm、天地92mmを1単位（1枠）とする。

2 広告には、分かりやすい位置・体裁で「広告」の表示を入れなければならない。

(広告掲載紙面の売り渡し)

第5条 広告掲載する紙面は、適正な価格で広告取扱事業者に売り渡すものとする。

(広告主の選定)

第6条 広告取扱事業者は、この要綱等を厳守の上、広告主を選定するとともに、広告主及び掲載内容の可否について、掲載月の前々月の15日までに県と協議するものとする。

(審査会)

第7条 県は、この要綱に基づいて、「ちば県民だより」への広告掲載を適正に執行するため「ちば県民だより広告審査会」を設ける。

2 前項に定める審査会の運営については、別に定める。

(広告原稿の作成)

第8条 掲載する広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告取扱事業者は、広告原稿の作成に当たり、あらかじめ県と協議の上、完全版下原稿を県が指定した期日までに提出しなければならない。

(広告内容等の修正)

第9条 県は、広告内容等がこの要綱等に違反、あるいは誤謬があると判断したときは、広告取扱事業者を通じて広告主に対し、修正を求めることができる。

(広告取扱事業者の責務)

第10条 広告取扱事業者は、広告の内容等がこの要綱等に違反することのないよう注意する義務を負う。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、県から広告内容等の修正を求められたときは、自らの負担で速やかに修正しなければならない。

3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等にかかわる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを県に対して保証するものとする。

4 第三者から、広告に関連して損害を被ったという申し出がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

附則 この要綱は、平成18年4月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。